

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 柏原市議会定例会議案 \*  
\*  
\* 令和5年第4回 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

(令和5年11月28日)

## 目 次

令和5年11月28日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
報告第15号	専決処分報告について 「専決第9号 損害賠償の額の決定について」	1
議案第62号	業務委託契約の締結について	3
議案第63号	公の施設（柏原市立老人福祉センター）の指定管理者の指定について	4
議案第64号	公の施設（柏原市立堅下北コミュニティ会館）の指定管理者の指定について	5
議案第65号	公の施設（柏原市立柏原西コミュニティ会館）の指定管理者の指定について	6
議案第66号	公の施設（柏原市立玉手地域コミュニティ会館）の指定管理者の指定について	7
議案第67号	公の施設（柏原市立国分東コミュニティ会館）の指定管理者の指定について	8
議案第68号	公の施設（柏原市立堅上コミュニティ会館）の指定管理者の指定について	9
議案第69号	公の施設（柏原市立柏原南コミュニティ会館）の指定管理者の指定について	10
議案第70号	公の施設（柏原市立学習等供用施設）の指定管理者の指定について	11
議案第71号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	12
議案第72号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	13
議案第73号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	14

議案第74号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	15
議案第75号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	16
議案第76号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	17
議案第77号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	18
議案第78号	柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	22
議案第79号	柏原市手数料条例の一部改正について	24
議案第80号	柏原市防災会議条例の一部改正について	26
議案第81号	令和5年度柏原市一般会計補正予算(第7号)	28
議案第82号	令和5年度柏原市一般会計補正予算(第8号)	35
議案第83号	令和5年度柏原市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)	59
議案第84号	令和5年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	65
議案第85号	令和5年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	70

報告第15号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第9号 損害賠償の額の決定について

専決第9号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和5年10月31日専決

柏原市長 富宅正浩

記

事由	事由発生日時・場所	損害賠償の相手方	損害賠償の額	当事者
職員の公務中における公用車での接触事故	令和5年9月15日 午後1時30分頃 大阪府八尾市服部川 1丁目34番地の1	柏原市外 法人	242,000円	柏原市

議案第62号

業務委託契約の締結について

次のとおり業務委託契約を締結する。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 契約の目的 柏原市立認定こども園等給食調理業務の委託
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 金422,294,400円
- 4 契約の相手方 大阪府中央区道修町1丁目6番19号  
株式会社魚国総本社  
代表取締役社長 田所 伸浩

議案第63号

公の施設（柏原市立老人福祉センター）の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 指定管理者に管理させる公の施設の名称  
柏原市立老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体名  
社会福祉法人 柏原市社会福祉協議会
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第64号

公の施設（柏原市立堅下北コミュニティ会館）の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 指定管理者に管理させる公の施設の名称  
柏原市立堅下北コミュニティ会館
- 2 指定管理者となる団体名  
堅下北コミュニティ委員会
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第65号

公の施設（柏原市立柏原西コミュニティ会館）の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 指定管理者に管理させる公の施設の名称  
柏原市立柏原西コミュニティ会館
- 2 指定管理者となる団体名  
柏原西コミュニティ委員会
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第66号

公の施設（柏原市立玉手地域コミュニティ会館）の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 指定管理者に管理させる公の施設の名称  
柏原市立玉手地域コミュニティ会館
- 2 指定管理者となる団体名  
玉手地域コミュニティ委員会
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第67号

公の施設（柏原市立国分東コミュニティ会館）の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 指定管理者に管理させる公の施設の名称  
柏原市立国分東コミュニティ会館
- 2 指定管理者となる団体名  
国分東コミュニティ委員会
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第68号

公の施設（柏原市立堅上コミュニティ会館）の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 指定管理者に管理させる公の施設の名称  
柏原市立堅上コミュニティ会館
- 2 指定管理者となる団体名  
堅上コミュニティ委員会
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第69号

公の施設（柏原市立柏原南コミュニティ会館）の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 指定管理者に管理させる公の施設の名称  
柏原市立柏原南コミュニティ会館
- 2 指定管理者となる団体名  
柏原南コミュニティ委員会
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第70号

公の施設（柏原市立学習等供用施設）の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 指定管理者に管理させる公の施設の名称  
柏原市大正学習センター
- 2 指定管理者となる団体名  
柏原西コミュニティ委員会
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第71号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

所属政党

議案第72号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

所属政党

議案第73号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第74号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第75号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第76号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第77号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
を次のように制定する。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例

(柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年  
柏原市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「報酬及び期末手当」  
を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第6条第1項中「以下」の次に「この条及び第13条において」を加え、  
同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第6条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、5月31日及び  
11月30日(以下この条及び第13条の2においてこれらの日を「基準  
日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(任期が6  
月以上の者に限る。)に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその  
者の勤務成績に応じて、それぞれ規則で定める日に支給する。基準日以前  
1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員について  
も、同様とする。

2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規  
則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支  
給するフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当額の総額は、当該フルタイ  
ム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額  
の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡し  
たフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)  
においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに  
対する地域手当の月額の合計額とする。

4 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給制限及び支給の一時差止

めについては、常勤職員の例による。

第13条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第13条の2 第6条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員(パートタイム会計年度任用職員のうち、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める者を除く。)」と、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬の額(日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額に基準日以前6箇月以内の期間における勤務実績により算出した1月当たりの日数又は時間数を乗じて得た額)」とそれぞれ読み替えるものとする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年柏原市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「第23条第1項」の次に「又は柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第6条の2第1項(第13条の2において準用する場合を含む。)」を加え、同項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第10条第2項中「会計年度任用職員に係る」を「会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)に係る」に改める。

(水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年柏原市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「、第16条の3中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と」を削る。

(柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年柏原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「、第21条中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第78号

柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年柏原市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（最低賃金額を下回る場合の給与）

第16条 第5条において準用する給与条例第20条又は第11条各号の規定により算出した勤務1時間当たりの給与額又は報酬額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項の規定による大阪府の地域別最低賃金の額（以下「地域別最低賃金額」という。）を下回る場合は、地域別最低賃金額を基に算出した給与を支給するものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度給与条例」という。）第16条の規定は、令和5年10月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第79号

柏原市手数料条例の一部改正について

柏原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市手数料条例の一部を改正する条例

柏原市手数料条例（昭和32年柏原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第10条の2を第10条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 80 号

柏原市防災会議条例の一部改正について

柏原市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市防災会議条例の一部を改正する条例

柏原市防災会議条例（昭和38年柏原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第5号中「柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長」を「大阪南消防組合柏羽藤消防署長」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第81号

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度柏原市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,245千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,396,332千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 諸 収 入		1,828,116	45	1,828,161
	5 雑 入	1,521,563	45	1,521,608
20 市 債		1,169,228	4,200	1,173,428
	1 市 債	1,169,228	4,200	1,173,428
歳 入 合 計		28,392,087	4,245	28,396,332

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 災 害 復 旧 費		14,500	4,245	18,745
	2 教育施設災害復旧費	0	4,245	4,245
歳 出 合 計		28,392,087	4,245	28,396,332

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
13 災害復旧費	2 教育施設災害復旧費	中学校災害復旧事業	4,245

第3表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
中学校災害復旧事業債	千円 4,200	普通貸借又は証券発行。ただし、事業の進捗状況により起債額の全部又は一部を前借りすることができる。	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府・府 銀行 その他	30年（据置期間を含む。）以内に元利均等又は元金均等で、年賦又は半年賦で償還する。ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第7号）説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
19		諸収入	1,828,116	45	1,828,161			
	5	雑入	1,521,563	45	1,521,608			
		2 雑入	1,520,433	45	1,520,478			
						1 雑入	45	その他雑入

(款) 20 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
20		市債	1,169,228	4,200	1,173,428			
	1	市債	1,169,228	4,200	1,173,428			
		8 災害復旧債	14,500	4,200	18,700			
						2 教育施設災害復旧債	4,200	中学校災害復旧事業債

歳 出

(款) 13 災害復旧費

(項) 2 教育施設災害復旧費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
13		災害復旧費	14,500	4,245	18,745	4,200	45			
	2	教育施設災害復旧費	0	4,245	4,245	4,200	45			
		1 教育施設災害復旧費	0	4,245	4,245	地方債 4,200	45	12 委託料	4,245	1 中学校災害復旧事業 中学校災害復旧工事設計業務 委託料

議案第82号

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度柏原市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,371,429千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,767,761千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		5,353,766	948,929	6,302,695
	1 国庫負担金	4,105,053	91,324	4,196,377
	2 国庫補助金	1,227,123	857,605	2,084,728
15 府支出金		2,055,116	46,895	2,102,011
	1 府負担金	1,534,146	44,172	1,578,318
	2 府補助金	365,940	2,723	368,663
18 繰入金		819,549	8,158	827,707
	1 基金繰入金	819,549	8,158	827,707
19 諸収入		1,828,161	△ 194,512	1,633,649
	5 雑収入	1,521,608	△ 194,512	1,327,096
20 市債		1,173,428	△ 240,400	933,028
	1 市債	1,173,428	△ 240,400	933,028
21 繰越金		0	802,359	802,359
	1 繰越金	0	802,359	802,359
歳入合計		28,396,332	1,371,429	29,767,761

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,656,671	426,969	3,083,640
	1 総務管理費	1,991,911	412,570	2,404,481
	3 戸籍住民基本台帳費	191,308	14,399	205,707
3 民生費		13,112,455	1,169,085	14,281,540
	1 社会福祉費	6,731,155	929,028	7,660,183
	2 児童福祉費	4,466,610	220,499	4,687,109
	3 生活保護費	1,913,790	19,558	1,933,348
4 衛生費		2,595,136	36,983	2,632,119
	1 保健衛生費	1,465,678	36,983	1,502,661
7 土木費		2,982,151	16,034	2,998,185
	2 道路橋りょう費	1,084,943	16,034	1,100,977
8 消防費		1,221,605	△ 281,116	940,489
	1 消防費	1,221,605	△ 281,116	940,489
9 教育費		2,697,804	3,474	2,701,278
	5 社会教育費	630,826	3,474	634,300
歳出合計		28,396,332	1,371,429	29,767,761

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
柏原市立老人福祉センター 指定管理に係る経費	令和6年度から 令和7年度まで	柏原市が協定期間中において 指定管理者へ支払う指定管理料
柏原市立コミュニティ会館6館 及び柏原市立学習等供用施設の 指定管理に係る経費	令和6年度から 令和10年度まで	柏原市が協定期間中において 指定管理者へ支払う指定管理料
(仮称)市民交流センター 整備工事設計業務	令和5年度から 令和6年度まで	36,900千円

第3表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
ジョイフル国分 耐震補強事業債	千円 12,000	普通貸借又は 証券発行。た だし、事業の 進捗状況によ り起債額の全 部又は一部を 前借りするこ とができる。	年5.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率）	政府・府 銀行 その他	30年（据置期間を含む。）以内に元利 均等又は元金均等で、年賦又は半年賦 で償還する。ただし、都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、若しくは 繰上償還又は借換えをすることができる。

変 更

（単位：千円）

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
交通安全総合整備事業債	8,100	13,600
国分寺大橋整備事業債	60,700	74,200
田辺旭ヶ丘線整備事業債	15,300	24,900
高機能消防指令センター消防広域化改修整備事業債	264,100	0
梯子車消防広域化共同整備事業債	16,900	0

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第8号）説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
14		国庫支出金	5,353,766	948,929	6,302,695				
	1	国庫負担金	4,105,053	91,324	4,196,377				
		1	民生費国庫負担金	3,902,213	91,324	3,993,537	1	88,324	障害者自立支援給付費負担金 57,045 障害児支援給付費負担金 31,279
							2	3,000	児童扶養手当負担金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
2		国庫補助金	1,227,123	857,605	2,084,728			
	1	総務費国庫補助金	526,533	857,121	1,383,654	1	13,046	社会保障・税番号制度システム整備費補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
						2	総務管理費補助金	844,075	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
	2	民生費国庫補助金	270,207	484	270,691				
						1	社会福祉費補助金	484	地域生活支援事業等補助金

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
15		府支出金	2,055,116	46,895	2,102,011				
	1	府負担金	1,534,146	44,172	1,578,318				
		1 民生費府負担金	1,498,466	44,172	1,542,638				
						1	社会福祉費負担金	44,172	障害者自立支援給付費負担金 28,533 障害児支援給付費負担金 15,639

## (項) 2 府補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
2	2	府補助金	365,940	2,723	368,663				
		民生費府補	319,912	2,723	322,635				
		助金				2 児童福祉費補助金	2,723	乳幼児医療費助成事業費補助金	

## (款) 18 繰入金

## (項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
18	1	繰入金	819,549	8,158	827,707				
		基金繰入金	819,549	8,158	827,707				
		基金繰入金	819,549	8,158	827,707				
							1 繰入金	8,158	財政調整基金繰入金

## (款) 19 諸収入

## (項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
19		諸収入	1,828,161	△ 194,512	1,633,649				
	5	雑入	1,521,608	△ 194,512	1,327,096				
	2	雑入	1,520,478	△ 194,512	1,325,966				
						1 雑入	△ 194,512	その他雑入	

## (款) 20 市債

## (項) 1 市債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
20		市債	1,173,428	△ 240,400	933,028				
	1	市債	1,173,428	△ 240,400	933,028				
	3	土木債	188,000	40,600	228,600				
						1 道路橋りょう債	31,000	交通安全総合整備事業債	5,500
							国分寺大橋整備事業債	13,500	
							ジョイフル国分耐震補強事業債	12,000	

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
						2 都市計画債	9,600	田辺旭ヶ丘線整備事業債
	4	消防債	292,600	△ 281,000	11,600			
						1 消防債	△ 281,000	高機能消防指令センター消防広域化 △ 264,100 改修整備事業債 梯子車消防広域化共同整備事業債 △ 16,900

(款) 2 1 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
21		繰越金	0	802,359	802,359			
	1	繰越金	0	802,359	802,359			
		1 繰越金	0	802,359	802,359			
						1 繰越金	802,359	前年度剰余金

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2		総務費	2,656,671	426,969	3,083,640	13,046	413,923			
	1	総務管理費	1,991,911	412,570	2,404,481		412,570			
		1 一般管理費	847,566	947	848,513		947			
								10 需用費	947	7 契約検査課事務費 消耗品費 687 10 防犯対策事業 修繕料(物品) 260
	4	財産管理費	713,425	411,623	1,125,048		411,623			
								10 需用費 24 積立金	1,623 410,000	1 市内循環バス運行管理費 燃料費 1,623 8 基金 財政調整基金積立金 410,000

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3	1	戸籍住民基本台帳費	191,308	14,399	205,707	13,046	1,353			
		戸籍住民基本台帳費	191,308	14,399	205,707	国庫支出金 13,046	1,353			
								12 委託料	14,399	2 市民課事務費
									住民基本台帳システム改修業務委託料	5,786
									コンビニ交付システム改修業務委託料	1,881
									住民基本台帳ネットワークシステム改修業務委託料	1,353
									3 戸籍電算システム事業	
									戸籍電算システム改修業務委託料	5,379

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
3		民生費	13,112,455	1,169,085	14,281,540	982,778	186,307				
	1	社会福祉費	6,731,155	929,028	7,660,183	859,339	69,689				
		1	社会福祉総務費	1,505,966	5,664	1,511,630		5,664			
									22 償還金、利子及び割引料	5,664	2 福祉総務課事務費 令和4年度国庫負担金返還金 1,334 令和4年度国庫補助金返還金 994 令和4年度府補助金返還金 3,336
2	障害福祉費	100,236	968	101,204	国庫支出金 484	484					
								12 委託料	968	1 障害福祉推進事業 障害福祉システム改修業務委託料	

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
		3	障害者自立 支援費	2,292,976	176,688	2,469,664	国庫支出金 88,324 府支出金 44,172	44,192	19 扶助費	176,688	1 障害者自立支援給付等事業 障害者自立支援給付 114,130 費 3 障害児支援事業 障害児通所支援等給 62,558 付費
		10	介護保険福 祉費	1,099,883	3,630	1,103,513		3,630	27 繰出金	3,630	1 介護保険事業会計繰出金 介護保険事業会計繰出金
		11	後期高齢者 医療保険福 祉費	1,136,198	15,719	1,151,917		15,719	18 負担金、補 助及び交付 金	15,719	1 後期高齢者医療負担金 令和4年度後期高齢者医療広 域連合療養給付費負担金精算 金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明		
						特定財源	一般財源	区	分			金	額
		12	電力・ガス	345,411	726,359	1,071,770	国庫支出金						
			・食料品等				726,359						
			価格高騰重					10	需用費	153	1	電力・ガス・食料品等価格高騰	
			点支援給付					11	役務費	1,258		重点支援給付金給付事業	
			金事業費					12	委託料	24,948		消耗品費	153
								18	負担金、補	700,000		通信運搬費	70
									助及び交付			手数料	1,188
									金			電力・ガス・食料品	24,948
												等価格高騰重点支援	
												給付金給付業務委託	
												料	
												電力・ガス・食料品	700,000
												等価格高騰重点支援	
												給付金	

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2	児童福祉費	4,466,610	220,499	4,687,109	123,439	97,060			
		1 児童福祉総務費	408,366	42,477	450,843		42,477			
								22 償還金、利 子及び割引 料	42,477	2 こども施設課事務費 令和4年度国庫負担 金返還金 6,430 令和4年度国庫補助 金返還金 2,111 令和3年度国庫補助 金返還金 184 令和4年度府負担金 返還金 3,300 5 子育て支援課事務費 令和4年度国庫負担 金返還金 1,840 令和4年度国庫補助 金返還金 25,660 令和3年度国庫補助 150

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
										金返還金 令和4年度府負担金 43 返還金 令和4年度府補助金 2,430 返還金 9 子ども家庭総合支援事業 令和4年度国庫補助 329 金返還金	
	2	児童保育費	2,628,607	9,000	2,637,607	国庫支出金 3,000	6,000				
								19 扶助費	9,000	4 児童扶養手当扶助 児童扶養手当扶助費	
	5	こども医療 助成費	218,505	43,148	261,653	府支出金 2,723	40,425				
								11 役務費 19 扶助費	675 42,473	1 こども医療費助成事業 手数料 675 医療扶助費 42,473	

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
		8	0	125,874	125,874	国庫支出金	8,158				
		子育て世帯 特別支援給 付金事業費				117,716		10 需用費	101	1	子育て世帯特別支援給付金給付
								11 役務費	448		事業
								12 委託料	825		消耗品費 11
								18 負担金、補 助及び交付 金	124,500		印刷製本費 90 通信運搬費 448 児童手当システム改 修業務委託料 825 子育て世帯特別支援 給付金 124,500

## (項) 3 生活保護費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
3	1	生活保護費	1,913,790	19,558	1,933,348		19,558				
		生活保護総務費	103,790	19,558	123,348		19,558				
								22 償還金、利 子及び割引 料	19,558	2	福祉総務課事務費 令和4年度国庫負担金返還金

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
4	1	衛生費	2,595,136	36,983	2,632,119		36,983				
		保健衛生費	1,465,678	36,983	1,502,661		36,983				
		2	予防費	641,073	36,983	678,056		36,983			
							22 償還金、利 子及び割引 料	36,983	2	予防接種事業 令和4年度国庫補助 金返還金	2,118

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								3 母子保健事業 令和4年度国庫補助 1,379 金返還金
								5 健康増進事業 令和4年度国庫補助 8 金返還金
								8 新型コロナウイルスワクチン接 種体制確保事業 令和4年度国庫補助 596 金返還金 令和3年度国庫補助 17,395 金返還金
								9 新型コロナウイルスワクチン接 種事業 令和4年度国庫負担 15,487 金返還金

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
7		土木費	2,982,151	16,034	2,998,185	12,000	4,034			
	2	道路橋りょう費	1,084,943	16,034	1,100,977	12,000	4,034			
		5 交通対策費	179,487	16,034	195,521	地方債 12,000	4,034			
								18 負担金、補助及び交付金	16,034	2 自転車自動車駐車場施設管理費 ジョイフル国分耐震補強工事 等負担金

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
8		消防費	1,221,605	△ 281,116	940,489	△ 281,000	△ 116			
	1	消防費	1,221,605	△ 281,116	940,489	△ 281,000	△ 116			
		1 常備消防費	1,142,249	△ 281,116	861,133	地方債 △ 281,000	△ 116			
								18 負担金、補助及び交付金	△ 281,116	2 柏羽藤消防組合負担金 消防広域化改修等負 △ 264,123 担金（指令センター改修） 消防広域化改修等負 △ 16,993 担金（梯子車購入）

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
9		教育費	2,697,804	3,474	2,701,278		3,474			
	5	社会教育費	630,826	3,474	634,300		3,474			
		3 文化財保護費	106,110	3,474	109,584		3,474			
								12 委託料	3,474	1 文化財保護対策事業 府指定史跡清浄泉隣接家屋事後調査業務委託料

議案第83号

令和5年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

令和5年度柏原市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,240千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,296,368千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		0	78,240	78,240
	1 繰越金	0	78,240	78,240
歳入合計		8,218,128	78,240	8,296,368

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		59	74,359	74,418
	1 基金積立金	59	74,359	74,418
7 諸支出金		5,705	3,881	9,586
	1 償還金及び 還付加算金	5,705	3,881	9,586
歳出合計		8,218,128	78,240	8,296,368

令和5年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
8		繰越金	0	78,240	78,240				
	1	繰越金	0	78,240	78,240				
		1 繰越金	0	78,240	78,240				
						1	繰越金	78,240	前年度剰余金

歳 出

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5		基金積立金	59	74,359	74,418	74,359				
	1	基金積立金	59	74,359	74,418	74,359				
		1 国民健康保 険財政調整 基金積立金	59	74,359	74,418	その他 74,359		24 積立金	74,359	1 国民健康保険財政調整基金積立 金 国民健康保険財政調整基金積 立金

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
7		諸支出金	5,705	3,881	9,586	3,881				
	1	償還金及び 還付加算金	5,705	3,881	9,586	3,881				
	5	保険給付費 等交付金償 還金	1	3,662	3,663	その他 3,662		22 償還金、利 子及び割引 料	3,662	1 保険給付費等交付金償還金 保険給付費等交付金償還金
	6	その他償還 金	3	219	222	その他 219		22 償還金、利 子及び割引 料	219	1 その他償還金 国庫返還金

議案第84号

令和5年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度柏原市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,260千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,925,230千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月28日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,521,920	3,630	1,525,550
	2 国庫補助金	334,853	3,630	338,483
6 繰入金		1,296,343	3,630	1,299,973
	1 一般会計繰入金	1,099,547	3,630	1,103,177
歳入合計		6,917,970	7,260	6,925,230

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		156,893	7,260	164,153
	1 総務管理費	113,474	7,260	120,734
歳出合計		6,917,970	7,260	6,925,230

令和5年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
2		国庫支出金	1,521,920	3,630	1,525,550			
	2	国庫補助金	334,853	3,630	338,483			
		6	介護保険事業費補助金	0	3,630	3,630		
						1 介護保険事業費補助金	3,630	介護報酬改定等に伴うシステム改修事業費補助金

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
6		繰入金	1,296,343	3,630	1,299,973			
	1	一般会計繰入金	1,099,547	3,630	1,103,177			
		4	その他一般会計繰入金	156,870	3,630	160,500		
						1 職員給与費等繰入金	3,630	職員給与費等繰入金

歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1		総務費	156,893	7,260	164,153	3,630	3,630			
	1	総務管理費	113,474	7,260	120,734	3,630	3,630			
		1 一般管理費	113,432	7,260	120,692	国庫支出金	3,630			
						3,630		12 委託料	7,260	1 一般管理費 介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託料

議案第 85 号

令和 5 年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度柏原市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 42,989 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,265,301 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 28 日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		0	42,989	42,989
	1 繰越金	0	42,989	42,989
歳入合計		1,222,312	42,989	1,265,301

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合負担金		1,177,123	42,989	1,220,112
	1 後期高齢者医療 広域連合負担金	1,177,123	42,989	1,220,112
歳出合計		1,222,312	42,989	1,265,301

令和5年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
4		繰越金	0	42,989	42,989				
	1	繰越金	0	42,989	42,989				
		1 繰越金	0	42,989	42,989				
						1 繰越金	42,989	前年度剰余金	

歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合負担金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2		後期高齢者 医療広域連 合負担金	1,177,123	42,989	1,220,112	42,989				
	1	後期高齢者 医療広域連 合負担金	1,177,123	42,989	1,220,112	42,989				
		1 後期高齢者 医療広域連 合負担金	1,177,123	42,989	1,220,112	その他 42,989				
								18 負担金、補 助及び交付 金	42,989	1 後期高齢者医療広域連合負担金 保険料等負担金